

久喜市商工業等活性化支援事業（プレミアム付き商品券発行事業）約款

第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 久喜市商工会は、市内消費者の購買意欲拡大等により、地域商工業の振興及び地域経済の活性化を図るため、久喜市商工業等活性化支援事業としてプレミアム付きの商品券（以下「商品券」という。）発行事業を行う。

2 本事業の実施に関しては、この約款に定めるところによる。

（実施主体）

第2条 商品券発行事業の運営及び管理等は久喜市商工会商業部会が行う。

（実施期間）

第3条 本事業の実施期間は、商品券販売日の平成24年6月30日（土）から換金事務作業等終了の平成25年1月31日（木）までとする。

（発行総額等）

第4条 商品券の発行総額は、1億1,000万円とする。

2 発行総額のうち販売額は1億円とし、10%にあたる1,000万円を上乗せ方式のプレミアム分とする。

（商品券の名称等）

第5条 発行する商品券の名称、額面、種類及び枚数は次の通りとする。

- ・名称 「第4弾久喜のとくとく商品券」
- ・額面 500円券
- ・種類 共通券(10枚)、専用券(12枚) 合計22枚で1セットとし10,000セット発行

（券面表示事項）

第6条 商品券に次の事項を記載する。

- (1) 発行主体及びその所在地
- (2) 利用可能な金額、店舗、期間、商品及び利用できないものの範囲
- (3) 偽造防止のための通し番号
- (4) 売買、譲渡等の禁止事項
- (5) 共通券、専用券の表示と共通券での使用店舗範囲
- (6) 商品券有効期限日
- (7) 紛失又は毀損に対するの免責
- (8) 約款に基づいて実施している旨
- (9) 現金との引き換えができない旨
- (10) おつりは、原則ださない旨
- (11) QRコード（商品券事業及び参加店一覧掲載）

第2章 商品券の販売

(販売形式)

第7条 商品券の販売額は1冊10,000円とし、1冊は、額面500円券を22枚綴りとする「一綴り割増方式」とする。

1セット22枚綴りのうち共通券10枚、専用券12枚とし、専用券は大型店での使用はできないものとする。

2 大型店とは加盟店で店舗面積1,000㎡以上のところを言う。

(販売限度額)

第8条 商品券の購入は1人当たり10万円(10セット)を限度とする。

(販売場所等)

第9条 商品券の販売日は2回に分ける。第1回目を平成24年6月30日(土)及び7月1日(日)(10:00~16:00)の2日間、第2回目を平成24年9月29日(土)及び30日(日)(10:00~16:00)の2日間、次の場所で行う。

(1)久喜市商工会

(2)ふれあいセンター

(3)クッキープラザ

(4)久喜まちの駅

以上4カ所とし、残券がある場合は以下の通り販売する。

◆7月2日(月)以降 10:00~16:00 久喜市商工会、久喜まちの駅で販売

◆10月1日(月)以降 10:00~16:00 久喜市商工会、久喜まちの駅で販売

2 平成24年6月1日(金)から6月29日(金)の期間中、インターネットによる先行予約を行い、平成24年7月2日(月)から7月31日(火)の期間中に予約分を10:00~16:00 久喜市商工会館にて販売する。尚、販売予定額に達した時点で終了する。

(販売周知)

第10条 販売の周知方法は次のいずれかの方法とする。

(1)商工会広報誌

(2)商工会ホームページ

(3)市広報誌

(4)チラシ配布

(5)その他

第3章 商品券の利用

(利用期間)

第11条 商品券の利用期間は、平成24年7月1日(日)から平成24年12月31日(月)までの期間とし、利用期間を経過した商品券については無効とする。

(利用額限度)

第12条 商品券の利用は、1回当たり100,000円を限度とする。

(利用事業所)

第13条 商品券を利用できる事業所は、第19条による登録をした事業所とする。

(利用範囲)

第14条 次にあげる物品の販売、貸付、サービスの提供は、商品券の対象外とする

- (1) 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- (2) 不動産
- (3) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等
- (4) 国や地方公共団体への支払い
- (5) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- (6) 公共料金等の支払い

(紛失等の責務)

第15条 利用者が購入した商品券の盗難、紛失、滅失は利用者の責務とする。

(不正利用の損害)

第16条 偽造等の不正利用により本事業に損失を与えたときは、不正利用者に損害金の全部を申し受けるものとする。

第4章 加盟店

(加盟店の登録資格)

第17条 商品券を取り扱うことのできる事業所（以下「加盟店」という。）の登録資格は、久喜市商工会会員事業者とする。

(加盟店の募集)

第18条 加盟店の募集周知方法は、次の方法で行う。

- (1) 商工会からの郵送による案内
- (2) チラシの新聞折込
- (3) 商工会HP
- (4) その他

(加盟店の登録手続き)

第19条 加盟店を希望する事業所は、久喜市商工会事務局に登録申込書を提出し、久喜市商工会長の承認を受け、加盟店登録証明証が発行され登録手続きが完了となる。

(換金期限)

第20条 利用者から受け取った商品券の換金期限は、平成24年7月9日(月)から平成25年1月31日(木)までとし、換金期限を過ぎた商品券は無効とする。

(換金手数料)

第21条 加盟店は事務経費として換金の際に次の通り負担する。
商品券1枚につき5円(額面の1%分)

(換金方法)

第22条 加盟店が換金を希望する場合は、事前に商工会で商品券換金枚数の確認を受け、後日指定の換金日に換金できるものとする。また、換金手続きの方法は以下の通りとする。

- (1) 換金を希望する加盟店は商工会窓口において「加盟店登録証明証」を提示し、「商品券」に「換金依頼書」を添えて、事前に商品券の枚数と換金依頼書記載の枚数の確認を受ける。
- (2) 商工会は、商品券の枚数確認後、換金依頼書に受付印を押印する。
- (3) 加盟店は、後日換金日(毎週木曜日 13:00~16:00)に受付済みの換金依頼書を持参の上、商工会で現金を受け取る。受付済みの換金依頼書を持参していない場合、現金を受け取ることはできない。

2 加盟店は換金をする際に、次の事項に注意して換金をする。

- (1) 商品券の換金受付は、初回を7月9日(月)とし、以後、月曜日から金曜日(9:00~16:00)に商工会にて行う。(祝祭日を除く)
- (2) 換金は毎週木曜日 13:00~16:00に商工会にて行う。
- (3) 木曜日、金曜日に商品券の換金枚数の確認を受けた場合は、翌週の木曜日を換金日とする。
- (4) 換金日の木曜日が祝祭日など商工会の閉館日にあたる場合は、翌開館日を換金日とする。
- (5) 商品券の換金受付の最終期限日は平成25年1月30日(水)とする。
- (6) 換金の最終期限日は、上記に基づき平成25年1月31日(木)とする。
- (7) 年末年始の商品券換金の取扱いは、年末における最終受付日を平成24年12月27日(木)とし、最終換金日を平成24年12月28日(金)とする。【12/29~1/3の期間、商工会館が休館のため】年始については、平成25年1月7日(月)より受付を開始する。

(加盟店の責務)

第23条 加盟店は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が、利用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の物販の販売、貸付け、サービスの提供を行うこと。但し、原則つり銭は出さない。
- (2) 商工会が配布する加盟店用ののぼり旗、ポスターを利用者の見やすい場所に掲示

- する。
- (3) 利用者から受け取った商品券には、店印を押印するとともに左上の切り取り波線に沿って切り取ること。
 - (4) 他店押印のある商品券及び既に切り取り波線を切り取ってある商品券は、受け取りを拒否すること。
 - (5) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに、速やかに商工会に申し出ること。
 - (6) 商品券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。
 - (7) 加盟店が商工会から商品券を購入したときの直接換金は禁止する。
 - (8) 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は加盟店の責務とする。
 - (9) 加盟店は登録事項に変更があったときは、速やかに商工会に届け出るものとする。
 - (10) 本募集要領の定め及び商工会からの指示を遵守すること。また、商工会が本事業に関して調査等を行うときには、報告等の協力をすること。

(加盟店資格の喪失等)

第24条 第12条、第14条、第23条の各号に違約する行為が認められた場合は、換金の拒否、加盟店の登録取り消し及び損害金の申し受け等を行うことがある。

(紛失等の責務)

第25条 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は加盟店の責務とする。

(届出事項の変更)

第26条 加盟店は登録事項に変更があったときは、速やかに商工会に届け出るものとする。

第5章 雑則

(商工会の責務)

第27条 商工会は次に掲げる事項を執行しなければならない。

- (1) 商品券の売上金は換金のために使用すること。
- (2) 商品券の発行、回収、及び在庫枚数等を記載した記録を作成すること。
- (3) 商品券の保管は特に厳重に行い、未販売の商品券は金庫等適切な場所に保管すること。
- (4) 商品券の盗難、紛失が発生したときには、速やかに商工会長に盗難、紛失した商品券番号を報告するとともに加盟店にその旨を通知すること。
- (5) 上記の各号のほか、商品券発行业に必要なる運営管理を行うこと。

(商品券事業の運営)

第28条 本事業の運営を久喜市商工会商業部会において執り行うこととし、健全な運営と発展又、必要な事項を検討することとする。

第29条 商品券発行业についての問い合わせは次の通りとする。

- (1) 名称 久喜市商工会
- (2) 所在地 埼玉県久喜市久喜中央4-7-20

(3)電 話 0 4 8 0 - 2 1 - 1 1 5 4

(4)F A X 0 4 8 0 - 2 1 - 2 3 3 7

- 2 この約款に定めるもののほか、商品券発行事業の実施に伴う必要事項は本会商業部会で別に定める。

附則 この約款は、平成 22 年 9 月 21 日から施行する。

附則 この約款は、平成 23 年 6 月 22 日から施行する。

附則 この約款は、平成 24 年 5 月 25 日から施行する。